

平成30年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）に係るFAQ

調査事業

【補助金対象可否】

No.	質問（Q）	回答（A）
1	メーカーと共同研究を計画しているが、共同研究は補助対象となるのか？	補助対象となりません。
2	増出力または増電力量に繋がる増取水のための調査は補助対象となるのか？	補助対象となります。

【申請～交付決定前】

No.	質問（Q）	回答（A）
3	調査事業の申請書で図面提出とのことですが、どのような図面が必要なのか？	対象となる既設機器（水車、発電機等）の外形図、機器配置図等です。
4	同一発電所で調査事業を2件申請する場合、申請書を個々に提出してもよいのか？	原則発電所単位の補助金のため一括で申請してください。
5	補助対象経費「区分」の「設計費」（公募要領2頁他）が適用される業務はどのようなものか？	土木建築分野で設計事務所などへ外注する業務を想定しています。